

## ○薬学生修学資金貸付条例

令和六年十月二十四日

宮城県条例第六十三号

薬学生修学資金貸付条例をここに公布する。

### 薬学生修学資金貸付条例

#### (目的)

第一条 この条例は、薬剤師が不足している地域の医療機関において将来薬剤師として業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより、県内の医療機関における薬剤師を確保し、もって医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、「薬学生」とは、県内の大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいい、大学院（同法第九十七条に規定する大学院をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の薬学を履修する課程に在学する者をいう。

#### (貸付対象者)

第三条 知事は、将来薬剤師として特定医療機関（薬剤師が不足している地域の医療機関として知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）での業務に従事しようとする薬学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

#### (貸付金額)

第四条 修学資金の貸付金額は、規則で定める。

#### (貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

#### (保証人)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人の保証人を立てなければならない。  
2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

#### (貸付けの決定)

第七条 知事は、第五条の申請書の提出があったときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### (貸付けの休止及び停止)

第八条 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたと

きは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。

- 2 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が大学の課程において同一の学年を重ねて履修するときは、当該履修に係る期間は、修学資金の貸付けを休止するものとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月から修学資金の貸付けを停止するものとする。
  - 一 死亡したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - 四 心身の故障のため、大学の課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
  - 五 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(償還)

第九条 修学資金の貸付けを受けた者は、当該修学資金の額に、当該貸付けを受けた日の翌日から貸付けが終了する月の末日までの期間（前条第一項又は第二項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間（以下「休止期間」という。）を除く。）の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を加えた額を規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの条の規定により規則で定める期間を合算した期間とする。以下「償還期間」という。）内に一括して償還しなければならない。

(償還の猶予)

- 第十条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、当該修学資金及び利息の償還を猶予することができる。ただし、第四号に該当する場合において、猶予する期間は、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して二年を超えることができない。
- 一 第八条第三項第三号から第五号までの規定により修学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
  - 二 次条第一項の規定による償還の免除を受けるために業務（指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者ごとに指定する県内の医療機関をいう。）における薬剤師の業

務をいう。以下同じ。)に従事しているとき。

三 大学院の課程(薬学を履修する課程又は業務に従事する場合に有用な専門知識を習得するための課程に限る。)を履修しているとき。

四 薬剤師免許に係る試験を受け、合格しなかったとき。

五 災害、病気その他のやむを得ない事由により、薬剤師免許に係る試験を受けられないとき、又は業務に従事できないとき。

(償還の免除)

第十一条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業後遅滞なく業務に従事し、その業務に従事した期間が、貸付けを受けた期間(休止期間を除く。)の二分の三に相当する期間(以下「必要従事期間」という。)に達し、かつ、業務(特定医療機関において行われるものに限る。)に従事した期間が、必要従事期間の二分の一以上の期間に達したときは、当該修学資金及び利息の償還を免除するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金及び利息を償還することができなくなったときは、当該修学資金及び利息の償還並びに遅延利息(第十三条に規定する遅延利息をいう。)の支払の全部又は一部を免除することができる。

(準用)

第十二条 第五条及び第七条の規定は、第十条の規定による償還の猶予及び前条の規定による償還の免除について準用する。

(遅延利息)

第十三条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく償還期間内に当該修学資金及び利息を償還しなかったときは、当該償還期間満了の日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。